

# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

## 重要事項説明書

令和 7 年 4 月 1 日現在

### 1、当事業所の概要

#### (1) 提供するサービスの種類と地域

|             |                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------|
| 事業所名        | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 白寿荘                                              |
| 理事長         | 富 永 雅 也                                                              |
| 所在地         | 佐世保市鹿子前町 9 0 4 番地の 1                                                 |
| 電話番号        | (0956) 37-6661                                                       |
| F A X 番号    | (0956) 28-1610                                                       |
| 事業所番号       | 4290201351                                                           |
| サービスを提供する地域 | 佐世保市金比良・赤崎・九十九、日野、下本山・上本山・中里・皆瀬、山手、瀬戸越および相浦・黒島・高島地区の日常生活圏域（ただし離島は除く） |

#### (2) 当事業所の職員体制

| 職 名     | 資 格   | 常 勤          | 非常勤 | 合計   | 業 務 内 容                                                                                  |
|---------|-------|--------------|-----|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理者     | 介護福祉士 | 1 名          |     | 1 名  | 事業所の従事者及び業務の管理                                                                           |
| オペレーター  | 介護福祉士 | 10 名<br>(兼務) |     | 10 名 | 利用者又はその家族からの通報の内容等を基に、相談援助、訪問介護員等の訪問、看護師等による対応の要否等を判断するとともに、救急車の出動要請や家族への連絡など必要な手配を行います。 |
| 計画作成責任者 | 介護福祉士 | 1 名<br>(兼務)  |     | 1 名  | アセスメントを基に自立支援を目的とした計画を作成する。状態に合わせた柔軟・迅速な計画を変更・修正を行う。                                     |
| 訪問介護員   | 介護福祉士 | 10 名<br>(兼務) |     | 10 名 | 入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応を行います。                                                          |

\*訪問看護員は白十字会訪問看護ステーション・訪問看護リハビリステーションエール

訪問看護ステーション結・久保内科訪問看護ステーション・

訪問看護ステーションぱんだ・訪問看護ステーションかしまえ

#### (3) サービスの提供時間

営業日 年中無休

営業時間 24 時間営業とする。

## 2、事業の運営方針

事業所の訪問介護員等は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の特性を踏まえ、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他利用者が安心して居宅において生活できるようにするための援助を行い、利用者の生活を支援し心身の機能の維持回復を目指すものとする。

事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## 3、事業の目的

社会福祉法人 佐世保白寿会が開設する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 白寿荘（以下「事業所」という。）が行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は1・2級ヘルパー（以下「訪問介護員等」という。）及び訪問看護員については、連携先の指定訪問看護事業所（白十字会訪問看護ステーション・訪問看護リハビリステーションエール）看護師・准看護師・理学療法士（以下訪問介護員等という。）が要介護状態にある利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することを目的とする。

## 4、サービス内容

事業者は、「定期巡回サービス」、「随時対応サービス」、「随時訪問サービス」、連携先による「訪問看護サービス」の提供を一体的に行います。

### （1）定期巡回サービス

事業所の訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して日常生活上の世話を行います。

### （2）随時対応サービス

事業所が予め利用者の心身状況等を把握したうえで、オペレーターが利用者又はその家族からの通報の内容等を基に、相談援助、訪問介護員等の訪問、看護師等による対応の可否等を判断するとともに、救急車の出動要請や家族への連絡など必要な手配を行います。

### （3）随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の可否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して日常生活上の世話を行います。

### （4）訪問看護サービス

連携先の事業所の看護師等が、利用者の居宅を訪問して療養上の世話又は診療の補助を行いません。

ご本人の意思ならびにご家族の意向で在宅ターミナルケアを希望される際に、利用者・ご家族への支援を行いません。

## 5、利用料金

＊サービス利用に伴う利用者負担割合は、料金表の額の1割から3割をお支払いいただきます。

(介護保険負担割合証をご確認ください。)

- (1) 別紙利用料金の他に、交通費等は一切かかりません。
- (2) 通報のためのケアコール端末およびペンダント型の非常押しボタンを無料で貸し出します。  
 なお、設置料については無料です。但し、ご利用者宅から事業所への通報に係る通信料(電話料金)については、ご利用者にご負担いただきます。
- (3) 訪問介護員等のキャンセル料はいただきませんが、派遣の都合がありますので、  
 キャンセルをする場合には事前にご連絡下さい。
- (4) 利用者の居室において、サービスを提供するために必要な電気、ガス、水道等の費用は  
 ご利用者負担になります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) 連携型(1月につき)

|                              |                            |                                                                                                                                                     |                                             |
|------------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 訪問看護サービスを行わない場合<br>(1割負担の場合) |                            | 訪問看護サービスを行う場合<br>＊白十字会訪問看護ステーション支払い<br>＊訪問看護リハビリステーションエール支払い<br>＊訪問看護ステーション結支払い<br>＊久保内科訪問看護ステーション支払い<br>＊訪問看護ステーションぱんだ佐世保支払い<br>＊訪問看護ステーションかしまえ支払い | 通所介護等サービスをご利用<br>時は1回につき下記の金額を<br>減算し請求     |
| 要介護 1                        | 5,446 円                    | 要介護 1～4<br>2,961 円                                                                                                                                  | － 62 円                                      |
| 要介護 2                        | 9,720 円                    |                                                                                                                                                     | － 111 円                                     |
| 要介護 3                        | 16,140 円                   |                                                                                                                                                     | － 184 円                                     |
| 要介護 4                        | 20,417 円                   |                                                                                                                                                     | － 233 円                                     |
| 要介護 5                        | 24,692 円                   | 要介護 5<br>3,761 円                                                                                                                                    | － 281 円                                     |
| 各種<br>加算                     | 初期加算(30日以内) 30 円           |                                                                                                                                                     |                                             |
|                              | 定期巡回総合マネジメント体制強化加算 1,200 円 |                                                                                                                                                     |                                             |
|                              | サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750 円      |                                                                                                                                                     |                                             |
|                              | 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の24.5%  |                                                                                                                                                     | ＊所定単位数は基本報酬に各種加算減算を加えた総単位数<br>(支給限度額管理の対象外) |

## 6、サービスの利用方法

### (1) サービスの利用方法

居宅サービス計画書(ケアプラン)の作成を依頼している介護支援専門員(ケアマネジャー)とご相談の上、お申し込み下さい。当事業所では、利用申込書によりサービス提供の依頼を受けた後、担当職員が自宅を訪問し、契約の締結及びケアコール端末の設置を行います。端末設置後、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書を作成しサービスの提供を開始いたします。

## (2) サービスの終了

### ① ご利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合。

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、終了1ヶ月前までに通知致します。

## (3) 自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

### ① ご利用者が介護保険施設等に入所した場合

### ② ご利用者の介護認定区分が、自立または要支援と認定された場合

### ③ ご利用者が亡くなられた場合及び被保険者資格を喪失した場合

## (4) その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、またはご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、ご利用者は文書で解約を通知することにより、すぐにサービスを終了することができます。
- ・ご利用者がサービス利用料金に支払を正当な理由でなく2ヶ月以上遅延し、料金を告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族の方などが当事業所や当事業所のサービス従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行を行った場合は、当事業所は文書で通知することにより、ただちに契約を解除することができます。

### ・鍵の保管について

ご利用者宅の鍵の保管については、ご利用者・ご家族と協議の上、ご利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管するか、もしくは事業所にて預かるものとします。なお、事業所にて預かる場合は、鍵の番号等を記載した預かり書を発行し責任を持って保管します。万が一、紛失、破損等した場合にはすみやかに鍵の取り替え等必要な対処を講じるものとします。

### ・個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法「医療・介護事業所における情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省）を遵守し、適切に行います。

# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 白寿荘

## 利用約款

### (目的)

第1条 社会福祉法人 佐世保白寿会が開設する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所白寿荘（以下「事業所」という。）が行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「事業」という）は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回または随時通報により利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の特性を踏まえ、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他利用者が安心して居宅において生活できるようにするための援助を行い、利用者の生活を支援し心身機能の維持回復を目指すものとし、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当事業所に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めすることを、本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が当事業所利用同意書を当事業所に提出したときから有効を有します。ただし、扶養者に変更があった場合は、新たに同意書を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、重要事項、別紙利用料の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所を利用することが出来るものとします。なお、（算定基準の留意事項通知より）二ヶ月間ご利用がなかった場合、又は 30 日を超える病院又は診療所への入院の後に利用を再び開始した場合は初期加算をいただきます。

### (ご利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は、当事業所に対し、中止の意思表示をすることにより、本約款に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護（以下、「訪問介護看護サービス」という。）利用を解除・終了することができます。

### (当事業所からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づくサービス利用を解除・終了することができます。

- ① ご利用者が要介護認定において自立または要支援と認定された場合
- ② ご利用者が居宅サービス計画書で定められた利用時間を超える場合
- ③ ご利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な訪問介護看護サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ ご利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ ご利用者が、当事業所又は職員に対して、利用継続が困難とある程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所が運営させることができない場合

#### (利用料金)

- 第5条 利用者の扶養者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく訪問介護看護サービスの対価として、利用単位ごとの利用をもとに計算された金額及びご利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。なお、訪問看護利用料金については、連携先事業所である白十字会訪問看護ステーション、訪問看護リハビリステーションエールにお支払いいただきます。
- 2 当事業所はご利用者および扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書および明細書を、毎月15日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方の合意した方法によります。
- 3 当事業所は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

#### (記録)

- 第6条 当事業所は、利用者の訪問介護看護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当事業所は、ご利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、ご利用者の承諾後、その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

#### (秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第7条 当事業所とその職員は、業務上知りえた利用者又は扶養者に若くしくはその家族等に関する秘密を、正当な理由無く第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当事業所は、ご利用者及びその扶養者から、予め同意を得た上で行うこととします。
- ① 介護保険サービスの利用のために市町村、居宅介護支援事業者（サービス担当者会議等）その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会などでの事例研究発表等。なお、この場合、ご利用者を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

#### (緊急時の対応)

- 第8条 当事業所は、緊急通報装置等による通報に対し、オペレーターの判断により24時間体制で訪問介護員等または連携先の看護師等に連絡します。
- 2 訪問介護員等または連携先の看護師等による対応が困難状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、主治医への診療を依頼することがあります。

- 3 前項の他、訪問介護看護利用中に利用者の心身の病状が急変した場合、当事業所は利用者及び扶養者が指定する者に対して緊急に連絡をします。

(要望又は苦情等の申し出)

第9条 ご利用者及び扶養者は当事業所の提供する訪問介護看護サービスに対しての要望又は苦情等について、担当介護支援専門員に申し出ることができ、また、当事業所の管理者に対して申し出ることもできます。都合が悪い場合には佐世保市苦情相談窓口もございますので、ご利用下さい。

☐ 当事業所窓口

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 白寿荘  
管理者 楠元 香（計画作成責任者兼務）  
〒858-0922 長崎県佐世保市鹿子前町 904 番地 2  
電話 (0956) 37-6661  
FAX (0956) 28-1610

☐ 苦情解決責任者

佐世保白寿会 事務長  
仲島 茂  
電話 (0956) 28-1181  
FAX (0956) 28-1610

☐ 他の苦情相談窓口

- ・佐世保市長寿社会課 相談窓口  
電話 (0956) 24-1111
- ・長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課  
電話 (095) 826-1599
- ・佐世保市清水地域包括支援センター  
電話 (0956) 59-7770
- \*その他の居住地域の地域包括支援センター

(賠償責任)

第10条 訪問看護サービスの提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によってご利用者が害を被った場合、当事業所はご利用者に対して、損害賠償するものとします。

- 2 ご利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、ご利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対して、その損を弁償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第11条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又はご家族と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。